



MAIL NEWS IBARAKI

生活権・生存権・人権＝労働者の命を守る権利を否定！

～余りにも冷たいエルダー65歳雇用後の会社の対応～

JR東日本のエルダー雇用で65歳まで務めたAさん

本人は、退職後もJESS（出向先）でのアルバイト勤務を希望しており、その旨を年1回の面談や、日常会話で管理者に伝えていました。

しかし、会社は65歳定年を迎える最後の月になってもアルバイト契約の話について何一つ返答がありません。

進路が見えないまま、残り2週間となったある日、知らされたのは「貸与品をいつまでに返却してください。」とA4枚の紙一つの通知だけ！その時点で残り出勤はあと3回…

勤務継続の意思を伝えても一切返答しない会社に対して、Aさんは現在も憤りを隠せないでいます！

長年勤めても
会社はこんなものか…



JESSは、65歳以降のアルバイト雇用を採用しています。今回Aさんも、そのアルバイト勤務を希望していたのですが、会社からの返答は一切なく生活設計も見通せない状態にあります。

このような冷たい対応に茨城支部は労基署に行き、聞いてきました！

労基署からは

- 生活権・生存権・人権を逸脱している。
- (合否の) 通知するのは当然。労基法以前に人道的に誠実ではない。
- こんなこと法律で決めないとダメなのか？
- 本人は生活が懸かっている。立場がかわったらどう思うのか？

会社は、これらの言葉を真摯に受け止めて、長年会社のために勤めてきた社員への対応を改めるべきではありませんか？

「65歳定年、65歳以降のエルダー雇用制度の確立」

を私たちの将来に向けて勝ち取るために、職場から考えよう！